

## 地区整備計画における「かき又はさくの構造の制限」に関する考え方

## 【かき又はさくの構造の制限】

1. 道路境界線側に設置する垣又はさく（門柱及び門扉を除く。）は、生垣、フェンス又は鉄柵等とする。
2. 道路境界線側に設置する垣又はさく（生垣を除く。）は、道路境界線から0.5m以上後退して設置するものとする。
3. 道路境界線から0.5mの範囲内は植栽空間とし、かつ、建築物、垣又はさく（生垣を除く。）、擁壁その他工作物で、道路面の高さより突き出るものを設けてはならない。ただし、人又は車両の出入りに必要な通路部分は、植栽空間とすることを要しない。

## 【趣旨】

## ■門柱及び門扉を除いた、道路境界線側に設置する垣又はさくについて

門柱及び門扉を除いた「垣又はさく」の構造の制限は、透視可能な構造とすることにより、公共空間である道路側への圧迫感を少なくするために設けるものです。

（原則として塀状のものは設置できません。また、構造や機能から門柱や門扉として扱えない場合もあります。）

## ■道路境界線側に設置する、垣又はさくの設置位置について

道路境界線側に垣又はさくを設置する場合は、道路境界線から0.5m以上後退して設置することにより、公共空間である道路側への圧迫感を少なくするために設けるものです。

## ■道路境界線から0.5mの範囲内を植栽空間とし、工作物等の設置を制限することについて

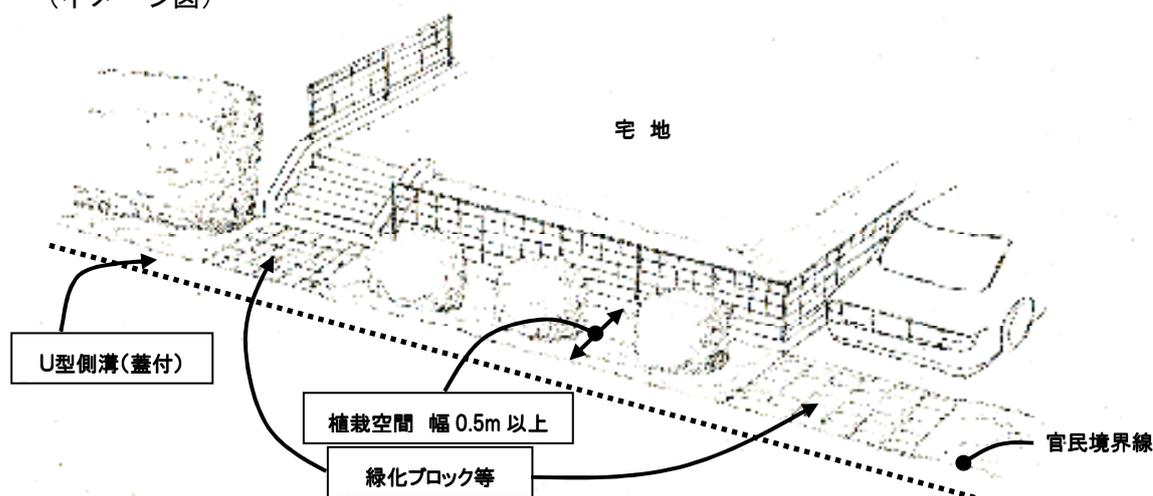
道路に面した植栽空間は、事業者並びに居住者による積極的な植栽やガーデニング活動により、公園都市にふさわしい緑豊かな街並みを形成するために設けるものです。よって、人又は車両の出入りに必要な通路部分は必要最小限にとどめる必要があります。

## 道路境界線から0.5mの範囲内について

## ・道路面の高さを超えるような一切の建築物・工作物（注）は設けられません

（注）駐車場や駐輪場も含まれます。また、ゴミ置き場の壁も立ち上げられません。（縁石等で区域を明確にしたうえでゴミ置き場の面積として算入することはできます。）

（イメージ図）



## 道路境界線側について

- ・ここにいう「道路境界線側」は、建物よりも道路に近い場所すべてを指します。

(イメージ図)

